

平成26年(行ウ)第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原告 函館市

被告 国ほか1名

答 弁 書

平成26年6月26日

東京地方裁判所民事第2部B係 御中

被告国訴訟代理人

〒104-0061 東京都中央区銀座六丁目5番13号

CSSビルディングⅢ7階 ふじ合同法律事務所

弁 護 士 竹野下 喜 彦

被告国指定代理人

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省大臣官房

参 事 官 伊 藤 清 隆

法務省大臣官房行政訟務課

課 付 志 水 崇 通

第 五 係 長 中 野 恭 介

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部（送達場所 東海林宛て）

部	付	長	澤	範	幸		
部	付	南	部	崇	徳		
部	付	稻	玉		祐		
部	付	木	上	寛	子		
部	付	山	田	一	哉		
上	席	訟	務	官	中	島	伸一郎
訟	務	官	東	海	林	岳	史
訟	務	官	森	脇	聡	巳	
訟	務	官	梅	田		敦	
訟	務	官	吉	永	浩	介	

〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房総務課法務室

室	長	鶴	園	孝	夫		
総括	法務	専門	官	武	田	龍	夫
課	長	補	佐	泉		雄	大
課	長	補	佐	堀	口		晋
課	長	補	佐	三	田	裕	信
課	長	補	佐	松	原	崇	弘
訟	務	専門	官	村	川	正	徳

訟務係長 新垣琢磨

調整係 劔持尚太

同原子力規制部

安全規制管理官 (BWR 担当)

山形浩史

安全規制管理官 (BWR 担当) 付管理官補佐

村田真一

安全管理調査官 足立恭二

安全審査官 荒川一郎

安全規制管理官 (地震・津波安全対策担当)

小林勝

安全規制管理官 (地震・津波安全対策担当) 付

管理官補佐 渡邊桂一

係員 桐原大輔

目 次

第1	請求の趣旨に対する答弁	5
第2	本案前の答弁の理由	5
1	事案の概要	5
2	被告の主張の要旨	6
3	本件各訴えのうち、「地方自治体の存立を維持する権利」を根拠とする部分 は、「法律上の争訟」に当たらないこと	6
4	本件無効確認の訴えについて原告適格がないこと	9
(1)	「法律上の利益を有する者」の意義	9
(2)	原告の主張	11
(3)	もんじゅ最高裁判決の解釈	11
(4)	平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号（技術的能力に係る部分 に限る。）及び4号の解釈からも、原子炉施設周辺の普通地方公共団体の財 産権や地方自治権を個別的利益として保護すべきものとする趣旨を含むとは 解されないこと	16
5	本件義務付けの訴えについて原告適格がないこと	25
(1)	本件義務付けの訴えの原告適格の範囲	25
(2)	改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号の解釈から、原子炉施設周 辺の普通地方公共団体の財産権や地方自治権を個別的利益として保護すべき ものとする趣旨を含むとは解されないこと	26
(3)	原子炉等規制法1条の改正によっても、原子炉施設周辺の普通地方公共団 体の財産権や地方自治権を個別的利益として保護すべきものとする趣旨を含 むとは解されないこと	28
(4)	まとめ	31
6	結語	31

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の被告国に対する各訴えをいずれも却下する
- 2 原告と被告国との間において生じた訴訟費用は原告の負担とするとの判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

1 事案の概要

原告は、被告国に対し、請求の趣旨第1項の訴えにおいて、経済産業大臣が、平成24年法律第47号による改正（以下「平成24年改正」という。）前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「平成24年改正前原子炉等規制法」という。）23条1項に基づいて平成20年4月23日付けで被告電源開発株式会社（以下「被告会社」という。）に対してした大間原子力発電所（以下「本件発電所」という。）に係る原子炉（以下「本件原子炉」といい、これと附属施設を併せて「本件原子炉施設」という。）の設置許可処分（以下「本件設置許可処分」という。）の無効確認を求めている（以下「本件無効確認の訴え」という。）。

また、原告は、被告国に対し、請求の趣旨第2項の訴えにおいて、平成24年改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「改正原子炉等規制法」といい、平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を特段区別しない場合には、単に「原子炉等規制法」という。）43条の3の23第1項に基づき、原子力規制委員会が被告会社に対して本件発電所の建設の停止を命ずることの義務付けを求めている（以下「本件義務付けの訴え」といい、本件無効確認の訴えと併せて「本件各訴え」という。）。

なお、本件義務付けの訴えは、主位的に、本件発電所の建設の停止を命ずることの義務付けを求め、予備的に、本件発電所の設置について原告が同意するまでの間、同発電所の建設の停止を命ずることの義務付けを求めるものである。

2 被告の主張の要旨

本件各訴えのうち、「地方自治体の存立を維持する権利」を根拠とする部分は、結局のところ「地方自治権」を根拠とするものであるが、地方自治は憲法上制度が保障されているもので、原告の主観的な権利利益として保障されているものではないから、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争とはいえず、「法律上の争訟」に当たらない（後記3）。

また、普通地方公共団体である原告の「地方自治体の存立を維持する権利」や財産権は、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号並びに改正原子炉等規制法43条の3の23第1項及び同法43条の3の6第1項4号によって個別的利益として保護されているとはいえない。したがって、原告は、本件設置許可処分の無効確認を求めるにつき、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）36条の「法律上の利益を有する者」には当たらず（後記4）、また、本件発電所の建設の停止を命ずることの義務付けを求めるについても「法律上の利益を有する者」（行訴法37条の2第3項）に当たらないから（後記5）、本件各訴えの原告適格を欠くというべきである。

以上により、本件各訴えは不適法として却下を免れない。以下、詳述する。

3 本件各訴えのうち、「地方自治体の存立を維持する権利」を根拠とする部分は、「法律上の争訟」に当たらないこと

- (1) 本件各訴えは、その審理の対象が「法律上の争訟」（裁判所法3条1項）に当たることを要する。「法律上の争訟」とは、①当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、②それが法令の適用により終局的に解決することができるものに限られる（最高裁昭和56年4月7日第三小法廷判決・民集35巻3号443ページ、最高裁平成14年7月9日第三小法廷判決・民集56巻6号1134ページ）。本件各訴えは、いずれも抗告訴訟（行訴法3条4項、同条6項1号）に当たり、抗告訴訟は

国民の主観的な権利利益の保護救済を目的とする主観訴訟である。したがって、本件各訴えを提起した普通地方公共団体である原告について本件各訴えにおいて保護救済すべき主観的な権利利益が認められなければ、本件各訴えは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争とはいえないから、法律上の争訟には当たらない（最高裁平成13年7月13日第二小法廷判決・訟務月報48巻8号2014ページ、前掲最高裁平成14年7月9日第三小法廷判決）。

(2) 本件各訴えにおいて、原告は、本件各訴えを提起するための法律上の利益を基礎づける権利利益として、「地方自治体の存立を維持する権利（地方自治体の人格権ともいうべき地方自治権）」を挙げている（訴状12ページ）。原告は、「地方自治体の存立を維持する権利」のほかにも、「地方公共団体の存立等」（訴状30ページ）、「地方公共団体の存立自体（地方自治体を生命体になぞらえればその生命）」（訴状47ページ）との表現を用いており、その意味するところが必ずしも明らかではない。しかし、原告は、「地方自治体の存立を維持する権利」について、原告が憲法94条によって自治権を保障された地方公共団体であり、その行政活動を行う主体としての「地方自治体の存立を維持する権利」を保持しているが、それは「地方自治権」であり、「憲法上保障された地方自治の本旨に基づく地方自治権すなわち地方自治体の存立を求める権利」であるなどと主張している（訴状46、47ページ）。そうすると、結局のところ、原告の主張に係る「地方自治体の存立を維持する権利」とは、「地方自治権」であると解される。

しかしながら、憲法は、地方自治の制度を制度として保障しており、地方自治体の固有の権利（地方自治権）を保障しているものではない（制度的保障説。成田頼明「地方自治の保障」日本国憲法体系第5巻234、240ページ等）。

したがって、原告の主張に係る「地方自治体の存立を維持する権利」（地

方自治権)は、普通地方公共団体としての原告の主観的な権利利益ではなく、正に一般公益として制度が保障されているものであるから、本件各訴えのうち、「地方自治体の存立を維持する権利」(地方自治権)を根拠とする部分は、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争とはいええず、「法律上の争訟」に当たらない。

なお、本件とは事案を異にするが、前掲最高裁判所平成14年7月9日第三小法廷判決は、普通地方公共団体である宝塚市(上告人)の長が、宝塚市パチンコ店等、ゲームセンター及びラブホテルの建築等の規制に関する条例8条に基づき、市内においてパチンコ店を建築しようとした被上告人に対し、その建築工事の中止命令を発したが、被上告人がこれに従わないため、上告人が被上告人に対し同工事を続行してはならない旨の裁判を求めた事案において、法律上の争訟性を否定した。すなわち、同判決は、「国又は地方公共団体が提起した訴訟であって、財産権の主体として自己の財産上の権利利益の保護救済を求めるような場合には、法律上の争訟に当たるといふべきであるが、国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的とするものであって、自己の権利利益の保護救済を目的とするものといふことはできないから、法律上の争訟として当然に裁判所の審判の対象となるものではなく、法律に特別の規定がある場合に限り、提起することが許されるものと解される」と判示した。同判決は、一般公益の保護を目的とする訴えは法律上の争訟に当たらないと判示したものであり、制度が保障されているにすぎない地方自治権を主張する原告の訴えも、一般公益を主張するので、法律上の争訟に当たらないものと解される。

- (3) 以上のとおり、本件各訴えのうち、「地方自治体の存立を維持する権利」(地方自治権)を根拠とする部分は、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争とはいええず、「法律上の争訟」に当たらないから、

不適法である。

4 本件無効確認の訴えについて原告適格がないこと

(1) 「法律上の利益を有する者」の意義

本件無効確認の訴えの原告適格を肯定するには、原告が、本件設置許可処分は無効確認を求めにつき「法律上の利益を有する者」であることが必要である（行訴法36条）。同条の「法律上の利益を有する者」の意義については、取消訴訟における「法律上の利益を有する者」（行訴法9条1項）と同義である（最高裁平成4年9月22日第三小法廷判決・民集46巻6号571ページ（以下「もんじゅ最高裁判決」という。))。

ここでいう「法律上の利益」とは、「法律上保護された利益」をいう。「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者のことをいう。当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益もここにいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するものというべきである。

そして、処分の相手方以外の者について上記の法律上保護された利益の有無を判断するに当たっては、当該処分の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮し、この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌し、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘

案すべきものである（行訴法9条2項，最高裁平成17年12月7日大法廷判決・民集59巻10号2645ページ，最高裁平成21年10月15日第一小法廷判決・民集63巻8号1711ページ）。

すなわち，原告適格は，当該処分を定めた根拠法規が，不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず，それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合に認められるものであり，飽くまで当該処分の根拠法規の解釈によって導かれるものである。この点は，最高裁判所平成元年2月17日第二小法廷判決（民集43巻2号56ページ）の調査官解説において，「本判決は，（中略）結局，直接は定期航空運送事業免許の要件規定である法一〇一条一項の解釈によって飛行場周辺住民の原告適格を肯定している。したがって，本判決ののちにおいても，取消訴訟の原告適格を肯定するためには，少なくとも，当該処分の根拠規定等において，原告の主張する利益を個別的利益として保護しようとしているものと解しうる何らかの手掛かりがあることを要することは明らかである。」とされ（岩淵正紀・最高裁判所判例解説民事篇（平成元年度）33，34ページ），また，平成9年1月28日第三小法廷判決（民集51巻1号250ページ）の調査官解説においても，「開発許可において周辺住民の個人的利益が併せて保護されているといえるかどうかは，このような総則規定から読み取れる都市計画法の基本的視点のみで決すべきではなく，同法二九条以下の具体的根拠規定をも含めて，その趣旨・目的，保護しようとしている利益の内容・性質等を考慮して判断すべきである。そこで，処分をするに当たって考慮すべき許可基準を定めた三三条，三四条を中心に，周辺住民の個人的利益の保護を図る趣旨の規定がないかどうかを検討すべきことになる」とされている（大橋寛明・最高裁判所判例解説民事篇（平成9年度（上））145ページ）ことから明らかである。そして，個別の行政実体法を解釈するに当たり，立法者の意思に基づいて定め

られた法文の文理が重要な手がかりになることは、法の解釈である以上、当然のことであり、当該法令の趣旨及び目的を判断する上でも、下位法令を含めて根拠法令の規定の文言が非常に大事なものになることは当然である（座談会「新行政事件訴訟法の解釈」・判例タイムズ1147号24ページ。市村陽典発言）。

(2) 原告の主張

原告は、本件設置許可処分の相手方ではない。そこで、原告は、もんじゅ最高裁判決の趣旨が普通地方公共団体にもひとしく妥当することなどを根拠として、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号が、「地方公共団体の存立を維持する権利」（地方自治権）及び普通地方公共団体の財産権を個別的利益として保護しようとする趣旨を含むと主張する（訴状29ないし31ページ）。

しかしながら、以下のとおり、もんじゅ最高裁判決の判示内容の解釈からしても、また、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号の解釈からしても、原告の財産権や地方自治権が個別的利益として保護されているとはいえず、原告の上記主張は失当である。

(3) もんじゅ最高裁判決の解釈

ア もんじゅ最高裁判決の判示内容

もんじゅ最高裁判決は、内閣総理大臣が昭和58年5月27日付けで動力炉・核燃料開発事業団に対してした高速増殖炉「もんじゅ」に係る原子

炉設置許可処分^{*1}について、原子炉施設周辺に居住する住民がその無効確認を求めた事案であり、以下のとおり判示して、原子炉から約29キロメートルないし約58キロメートルの範囲内の地域に居住している住民の原告適格を肯定した。

(7) 平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号の趣旨・目的

「原子炉設置許可の基準として、右の三号（技術的能力に係る部分に限る。）及び四号が設けられた趣旨は、原子炉が、原子核分裂の過程において高エネルギーを放出するウラン等の核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力の有無及び申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき十分な審査をし、右の者において所定の技術的能力があり、かつ、原子炉施設の位置、構造及び設備が右災害の防止上支障がないものであると認められる場合でない限り、主務大臣は原子炉設置許可処分をしてはならないとした点にある。」（民

*1 昭和61年法律第73号による改正前の昭和58年当時の原子炉等規制法23条1項に基づくもの。なお、昭和58年当時の原子炉等規制法24条1項3号及び4号の規定は、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号及び4号の規定と同一である。

集46巻6号577, 578ページ)。

(イ) 同各号が原子炉設置許可処分を通して保護しようとしている利益の内容・性質

「同法二四条一項三号所定の技術的能力の有無及び四号所定の安全性に関する各審査に過誤、欠落があった場合には重大な原子炉事故が起こる可能性があり、事故が起こったときは、原子炉施設に近い住民ほど被害を受ける蓋然性が高く、しかも、その被害の程度はより直接的かつ重大なものとなるのであって、特に、原子炉施設の近くに居住する者はその生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定されるのであり、右各号は、このような原子炉の事故等をもたらす災害による被害の性質を考慮した上で、右技術的能力及び安全性に関する基準を定めているものと解される。」(同578ページ)。

(ウ) 結論

「右の三号(技術的能力に係る部分に限る。)及び四号の設けられた趣旨、右各号が考慮している被害の性質等にかんがみると、右各号は、単に公衆の生命、身体の安全、環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、原子炉施設周辺に居住し、右事故等をもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。」(同578, 579ページ。傍点は引用者)。

イ もんじゅ最高裁判決によれば、原子炉施設周辺の普通地方公共団体の財産権等を個別的利益として保護する趣旨を含むとは解されないこと

(ア) 文言及び文理

上記アで述べたとおり、もんじゅ最高裁判決は、「原子炉施設周辺に居住し、右事故等をもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受ける

ことが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等」について、個々人の個別的利益として保護すべきものとする趣旨を含むと判示したものである。

上記判示からすると、個別的利益として保護されるためには、「原子炉施設周辺に居住」している者であること、すなわち「居住」が要件とされている。

しかるに、原子炉施設周辺の普通地方公共団体は、自然人ではなく法人である（地方自治法2条1項）から、「居住」要件を満たさないことは明らかである。

また、「『生命、身体の安全等』の『等』が何を意味するのかは文言上は不明であり、これに財産が含まれるという理解もあり得ないではないが、『居住』を要件とする考え方を採る限り、その点も否定的に解さなければ、整合性を保てないこととなろう。結局、『等』は、『生命、身体の安全』という言葉では必ずしもいい尽くせない人的利益を表すものというのが適当と思われる。」と指摘されている（前掲大橋156ページ）。

しかるに、財産権や地方自治権は、「生命、身体の安全」という言葉では言い尽くせない人的利益とはいえないから、これらが「生命身体の安全等」の「等」に含まれるとは解されない（なお、「地方自治体の存立を維持する権利」（地方自治権）が普通地方公共団体としての主観的な権利利益ともいえないことは前述した。）。

(イ) 平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号の趣旨・目的等

もんじゅ最高裁判決は、「当該行政法規の趣旨・目的」について、前記ア(7)のとおり、「原子炉が、(中略)その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、(中略)当該原子

炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、(中略) 所定の技術的能力があり、かつ、原子炉施設の位置、構造及び設備が右災害の防止上支障がないものであると認められる場合でない限り、主務大臣は原子炉設置許可処分をしてはならないとした点にある」と判示した。また、「当該行政法規が当該処分を通して保護しようとしている利益の内容・性質」について、前記ア(イ)のとおり、「原子炉施設の近くに居住する者はその生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される」と判示した。このように、もんじゅ最高裁判決が、放射性物質が人の生命、身体に直接的かつ重大な被害を与えるという性質に鑑みて、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号(技術的能力に係る部分に限る。)及び4号が設けられた趣旨を説明し、保護しようとする利益について原子炉施設の近くに居住する者の生命、身体等への被害を考慮していることからすれば、同最高裁判決は、原子炉設置許可処分の根拠法規が原子炉施設周辺の普通地方公共団体の財産権や地方自治権をも個別的利益として保護すべきものとする趣旨を含むという見解に立つものとは解されない。

また、保護の対象となり得る利益の性質について、公益には容易に吸収解消され難い性質の利益であるか否かにつき、最高裁判所平成13年3月13日第三小法廷判決(民集55巻2号283ページ)の調査官解説は、「人の生命、身体の安全等は、かけがえのない、公益には容易に吸収解消され難い性質の利益であり、法的な仕組みの下でこれを制限するということは想定しにくいのであって、それ故に周辺住民の原告適格を肯定する重要な根拠となるものである。これに対し、周辺土地の所有権等の財産権は、公益には容易に吸収解消され難い性質の権利であるということは困難であり、法的な仕組みの下に制限することが可能であっ

て、金銭賠償による損害回復が容易なものである。」（福井章代・最高裁判所判例解説民事篇（平成13年度（上））219ページ）としている。

以上からすれば、もんじゅ最高裁判決は、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号の趣旨・目的、原子炉設置許可処分を通して保護しようとしている利益の内容・性質に関する判示部分を見ても、原子炉施設周辺の普通地方公共団体の財産権等を個別的利益として保護する趣旨を含むという見解に立つとは解されない。

（ウ）小括

以上のとおり、もんじゅ最高裁判決は、原子炉設置許可処分の根拠法規が原子炉施設周辺の普通地方公共団体の財産権や地方自治権を個別的利益として保護すべきものとする趣旨を含むとの見解に立つものとは解されない。

（4）平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号の解釈からも、原子炉施設周辺の普通地方公共団体の財産権や地方自治権を個別的利益として保護すべきものとする趣旨を含むとは解されないこと

本件設置許可処分の根拠法規は、平成24年改正前原子炉等規制法23条及び24条である。設置許可基準を定める同法24条1項のうち、原告の主張する権利利益を保護する趣旨を含むと思われる規定は、同項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号である。しかし、同各号は、以下に述べるとおり、原子炉施設周辺の普通地方公共団体の財産権や地方自治権を個別的利益として保護すべきものとする趣旨を含むとは解されない。

ア 当該処分の根拠となる法令の規定の文言

平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号は、「その者（原子炉

を船舶に設置する場合にあつては、その船舶を建造する造船事業者を含む。)に原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。」、同項4号は、「原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質(使用済燃料を含む。以下同じ。)、核燃料物質によつて汚染された物(原子核分裂生成物を含む。以下同じ。)又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること。」と規定している。

以上の規定は抽象的であり、当該処分の根拠となる法令の規定の文言から、原子炉施設周辺の普通地方公共団体の財産権や地方自治権を個別的利益として保護しているとはいえない。

イ 当該法令の趣旨及び目的

(7) 目的規定

平成24年改正前原子炉等規制法1条は、「この法律は、原子力基本法(昭和30年法律第186号)の精神にのつとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行うことを目的とする。」と規定している。

同条の文理解釈としては、まず、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保する」こと及び「これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図る」ことが目的の一つであり、その目的達成手段が、「製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子

炉の設置及び運転等に関する必要な規制を行う」ことであり、また、「原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施する」ことが目的の一つであり、その目的達成手段が「国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行うこと」である。

平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）は、「原子炉を設置するために必要な技術的能力…があり、かつ、原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること」を求め、同項4号は、「原子炉施設の位置、構造及び設備が…災害の防止上支障がないものであること」を求めているが、これは、同法1条の目的規定のうち、「災害を防止」することを目的とし、その目的達成手段として、「原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制を行う」とした部分を具体化したものである。このような、「災害を防止」することは、正に一般的公益の実現にほかならない。

そうすると、かかる目的規定からは、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号が、「原子炉施設周辺に居住し、右事故等をもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等」に加えて、原子炉施設周辺の普通地方公共団体の財産権や地方自治権を個別的利益として保護する趣旨を含むと解することはできない。

この点、原告は、改正原子炉等規制法1条の目的規定に「国民の…財産の保護」という文言が記載されたことを、同法が普通地方公共団体の財産権を個別的利益として保護していることの根拠として主張する（訴状30、31ページ）。しかしながら、本件無効確認の訴えは、本件設置許可処分が無効確認を求めるものであるから、本件設置許可処分当時の法令に基づいて判断される。したがって、改正原子炉等規制法1条の目的規定は、本件無効確認の訴えの原告適格の範囲とは関係がない（な

お、改正原子炉等規制法1条は、本件義務付けの訴えの原告適格の判断において検討対象とはなるが、そうであっても、原告に本件義務付けの訴えの原告適格が認められないことについては後述する。)

(イ) 手続規定

「当該許可等に係る手続規定（処分当たり周辺住民等を手続に関与させる規定を設けているなど）が存することは、当該許可等の処分要件に当該周辺住民の人格的利益等に対する配慮が取り込まれているか否かを判断する一つの考慮要素となり得る」とされている（清野正彦・最高裁判所判例解説民事篇（平成21年度（下））678ページ）。

しかるに、原子炉設置許可処分について規定した平成24年改正前原子炉等規制法の諸規定を見ても、原子炉設置許可処分を行うに際して、原子炉施設が設置される所在地の普通地方公共団体はもとより、原子炉施設周辺の普通地方公共団体を手続に関与させる規定は存在しない。

なお、原告は、平成16年9月10日付け閣議了解に基づき、立地市町村及び立地都道府県の同意が要件となっている旨主張する（訴状13ページ等。ただし、その主張の位置づけは必ずしも明らかではない。）。この点、「電源開発に係る地点の指定について」（平成16年9月10日閣議了解）に基づき、平成17年2月18日に「重要電源開発地点の指定に関する規程」（経済産業省告示第31号）が定められており、同告示は、原子炉設置予定地を管轄する市町村長の同意が得られていることを経済産業大臣が重要電源開発地点として指定する要件としている（同告示4条5項6号）。しかし、本件発電所においては、平成11年8月3日に既に「電源開発基本計画」に組み入れられており、この場合には同告示4条1項ないし5項の規定にかかわらず、重要電源開発地点として指定することができることとされている（同告示附則2条1項）。したがって、本件発電所に対する重要電源開発地点としての指定は、同

告示附則 2 条 1 項によって行われており、同告示 4 条 5 項 6 号が求めている立地市町村長の同意は不要とされている。

(ウ) 平成 24 年改正前原子炉等規制法 24 条 1 項 3 号（技術的能力に係る部分に限る。）及び 4 号の趣旨及び目的

前記 4 (3) ア (7) のもんじゅ最高裁判決が判示するとおり、平成 24 年改正前原子炉等規制法 24 条 1 項 3 号（技術的能力に係る部分に限る。）及び 4 号の趣旨及び目的は、原子炉が、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることに鑑み、所定の技術的能力があり、かつ、原子炉施設の位置、構造及び設備が右災害の防止上支障がないものであると認められる場合でない限り、主務大臣は原子炉設置許可処分をしてはならないとした点にある。

このような同各号の趣旨及び目的からすれば、同各号は、原子炉施設の周辺に居住する住民の生命、身体の安全及びこれによって言い尽くせない人的利益を保護する趣旨を含むと解するのが相当であり、他方、同各号が、上記利益とは全く異なる内容・性質をもった原子炉施設周辺の普通地方公共団体の財産権や地方自治権を個別的利益として保護する趣旨を含むと解することはできない。

(I) 小括

以上のとおり、原子炉設置許可処分の根拠法規の趣旨及び目的から、同根拠法規が、原子炉施設周辺の普通地方公共団体の財産権や地方自治権を個別的利益として保護する趣旨を含むと解することはできない。

ウ 当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質

(7) 当該処分が法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内

容等を考慮することの趣旨

行訴法9条2項は、当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとする旨規定する。かかる規定の趣旨は、処分の名宛人ではない第三者の原告適格の判断に当たって当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するに当たり、問題とされている処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に想定される被害の内容・程度並びにその態様・程度についても十分に勘案した上で、第三者の原告適格の範囲について適切な判断がされることを確保しようとするものである（小林久起・行政事件訴訟法221ページ）。

この点、違法な処分がされた場合に周辺住民の生命、身体に対し、直接的かつ重大な被害をもたらすおそれのある処分については、これらの利益は重大で公益に解消し難い性質のものであり、およそ立法者が当該処分により直接的に侵害されるおそれのある重大な利益を当該処分の保護対象としないとは考え難いから、処分の根拠となる行政法規が当該処分の安全性に関して一般的・抽象的な形で許可要件を規定している場合であっても、当該規定が、これらの個人の生命、身体の安全を重大で公益に解消し難い性質のものとして個別具体的に保護する趣旨をも含むものと解する余地はある。

(イ) 本件設置許可処分において考慮されるべき利益の内容及び性質

前記4(3)ア(イ)のもんじゅ最高裁判決が判示するとおり、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）所定の技術的能力の有無及び4号所定の安全性に関する各審査に過誤、欠落があった場合には重大な原子炉事故が起こる可能性があり、事故が

起こったときは、原子炉施設に近い住民ほど被害を受ける蓋然性が高く、しかも、その被害の程度はより直接的かつ重大なものとなるのであって、特に、原子炉施設の近くに居住する者はその生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定されるのであり、同各号は、このような原子炉の事故等をもたらす災害による被害の性質を考慮した上で、右技術的能力及び安全性に関する基準を定めているものと解される。したがって、原子炉施設の周辺に居住する住民の生命、身体の安全等は、本件設置許可処分において考慮されるべき利益といえる。

これに対し、財産権は、一般に、生命、身体といった人的利益と直接結びついた利益に比べると、性質上、要保護性は低い。すなわち、人の生命、身体の安全等は、かけがえのない、公益には容易に吸収解消され難い性質の利益であるのに対し、財産権は、そのような性質の利益ではない。また、人の生命、身体の安全等は、法的な仕組みの下でこれを制限することは想定しにくいのに対し、財産権は、法的な仕組みの下に制限することが可能であって、金銭賠償による損害回復が容易である。この点、前掲最高裁判所平成13年3月13日第三小法廷判決の調査官解説も、前記4(3)イ(i)のとおり、「人の生命、身体の安全等は、かけがえのない、公益には容易に吸収解消され難い性質の利益であり、法的な仕組みの下でこれを制限するということは想定しにくいのであって、それ故に周辺住民の原告適格を肯定する重要な根拠となるものである。これに対し、周辺土地の所有権等の財産権は、公益には容易に吸収解消され難い性質の権利であるということは困難であり、法的な仕組みの下に制限することが可能であって、金銭賠償による損害回復が容易なものである」としている（前掲福井219ページ）。また、金子正史「開発行為許可処分取消訴訟の原告適格（下）」自治研究74巻5号58ページにおいても、「財産等の所有権は、生命、身体の安全と異なりかけがえ

のない不可償の利益でなく事後の金銭賠償が可能であり、またその所有者は物上請求権を行使するなどして侵害の予防が可能である」と指摘されている。

(ウ) 地方公共団体の財産権や地方自治権の内容及び性質

さらに、地方公共団体の財産権は、私人や私法人とは異なり、公の目的のために存在する。すなわち、地方公共団体は、その事務を処理し、行政を執行するために「自治財政権」を有しており、自治財政権の内容には、「財産を管理」する権能が含まれるのであり（憲法94条参照。松本英昭・地方自治法の概要（第5次改訂版）298ページ）、地方自治体の財産は、地方自治という一般的公益のために使用されるのである。原告が「市の所有する公有資産」（訴状12ページ）との表現を用いていることからすると、原告が念頭に置いている財産とは、「公有財産」（地方自治法238条1項）のことと解される。そして、「公有財産」は、「行政財産」と「普通財産」とに分類され、「行政財産」は、「普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産」をいい、「普通財産」は、「行政財産以外の一切の公有財産」をいう（同条3項、4項）。「普通財産」は、直接行政目的のために使用されるものではないが、主としてその経済的価値を保全・発揮することにより、間接的に地方公共団体の行政目的に資するために管理され又は処分されるものであり（前掲松本338ページ）、地方公共団体の行政目的という一般的公益のために使用されることに変わりはない。そのため、管理及び処分の制限が課されたりするなど、私人や私法人の財産権には存しない種々の特別な規定が存在する（地方自治法237条ないし238条の7）。

また、「地方自治体の存立を維持する権利」（地方自治権）は、具体的な権利利益ではなく、制度的に保障されているものにすぎない上、一

般的公益に吸収される性質のものである。

(E) 小括

したがって、当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質から、原子炉設置許可処分の根拠法規が、原子炉施設周辺の普通地方公共団体の財産権や地方自治権を個別的利益として保護する趣旨を含むとは解されない。

エ まとめ

以上のとおり、当該処分の根拠となる法令の規定の文言（上記ア）、当該法令の趣旨及び目的（上記イ）、当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質（上記ウ）からすれば、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号が、原子炉施設周辺の普通地方公共団体の財産権や地方自治権を個別的利益として保護すべきものとする趣旨を含むとは解されない。

なお、普通地方公共団体の原告適格を否定した裁判例として、大分地方裁判所平成15年1月28日判決（判例タイムズ1139号83ページ）がある。同判決は、通商産業大臣（当時）が自転車競技法4条1項に基づき平成12年6月7日付けで訴外会社に対してした場外車券売場設置許可処分について、場外車券売場が設置される地元地方公共団体である日田市が、主位的にその無効確認を、予備的にその取消しを求めた事案である。同判決は、同設置許可処分の根拠法規である自転車競技法が地元自治体である原告の個別的利益を保護すべきものとする趣旨を含むか否かについて検討し、「場外車券売場設置許可制度の目的、法（引用者注；自転車競技法。以下同じ）には、地元自治体の個別的利益を直接保護することを目的とする明文の規定が存しないばかりか、前記許可制度が地元自治体の個別的利益を保護する趣旨であることをうかがわせるような規定が存しないこと、法は場外車券売場の許可基準について具体的に規定することなく、こ

れを命令に委任していることからすると、前記許可制度によって、法が一般的公益と別に地元自治体の個別的利益を保護する趣旨であると解するのは困難である（中略）。したがって、原告が、本件許可処分によって侵害されたと主張する権能等は地元自治体の個別的利益として法が保護しているということとはできない」と判示している。

5 本件義務付けの訴えについて原告適格がないこと

(1) 本件義務付けの訴えの原告適格の範囲

ア 非申請型の義務付けの訴えにおける原告適格

非申請型の義務付けの訴えは、行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき「法律上の利益を有する者」に限り、提起することができる（行訴法37条の2第3項）。非申請型の義務付けの訴えは、処分につき申請権を有しない者もこれを提起することができるため、原告適格の範囲を合理的に画する必要があることから、行政庁が第三者に対して規制権限を発動するよう求める訴えの原告適格の範囲については、行政庁が第三者にした処分の取消しを求める訴訟のそれと同様に解すべきである。

したがって、この処分の義務付けを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分がされないことにより自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいい、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益もここにいう法律上保護された利益に当たり、当該処分がされないことによりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の義務付けの訴えにおける原告適格を有するものというべきである。

そして、この法律上の利益の有無については、行訴法9条2項の定める

考慮要素を勘案して判断すべきことになる（行訴法 37 条の 2 第 4 項）。

イ 本件義務付けの訴えにおける原告適格

本件義務付けの訴えの根拠法規は、改正原子炉等規制法 43 条の 3 の 2 3 第 1 項である。同項は、原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が同法 43 条の 3 の 6 第 1 項 4 号の基準に適合していないと認めるとき、発電用原子炉施設が同法 43 条の 3 の 1 4 の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は発電用原子炉施設の保全、発電用原子炉の運転若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が同法 43 条の 3 の 2 2 第 1 項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その発電用原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができると規定している。原告がこのうちいかなる基準違反を主張するのかは必ずしも明らかではないが（訴状 35 ないし 38 ページ）、「新規制基準」（改正原子炉等規制法 43 条の 3 の 6 第 1 項 4 号の「災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準」）の不備等を主張していることからすると（訴状 84 ページ以下）、主として、本件原子炉施設の位置、構造若しくは設備が同法 43 条の 3 の 6 第 1 項 4 号の基準に適合していないことを主張するものと解される。

そうすると、結局、本件義務付けの訴えにおける原告適格は、改正原子炉等規制法 43 条の 3 の 6 第 1 項 4 号が原告の財産権等を個別的利益として保護すべきとする趣旨を含むと解されるか否かによると考えられる。

- (2) 改正原子炉等規制法 43 条の 3 の 6 第 1 項 4 号の解釈から、原子炉施設周辺の普通地方公共団体の財産権や地方自治権を個別的利益として保護すべきものとする趣旨を含むとは解されないこと

平成24年改正前原子炉等規制法24条1項4号は、平成24年改正により、改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号となった。平成24年改正前原子炉等規制法24条1項4号は、「原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）、核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること。」と規定し、改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号は、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」と規定している。同法は、「核燃料物質（使用済燃料を含む。第四十三条の三の五第二項第七号を除き、以下同じ。）」（24条1項3号）、「核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）」（同号）と規定しているから、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項4号と改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号との文言上の相違は、①「原子炉施設」が「発電用原子炉施設」に、②「原子炉」が「発電用原子炉」に、③「支障がないものであること」が「支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」に、それぞれ改められた点のみである。そして、上記①及び②では実質的な相違はない。また、上記③では「支障がないもの」と改正前後で同じ文言を用いており、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項4号所定の基準適合性を審査するに当たっては、原子力委員会又は原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議において用いられた具体的審査基準に適合するか否かが審査されていた（最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174ページ。以下「伊方最高裁判決」という。）から、各専門分野の学識経験者等を擁する機関が専門的技術的知見に基づき定めた基準を用いて基準適合性審査を行う点で、上記③でも改正前後において実質的な相違は

ないというべきである。

そうすると、改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号と平成24年改正前原子炉等規制法24条1項4号とは、その文言に実質的な変更はないから、個別的利益として保護している範囲は基本的に同一であると解するのが自然かつ合理的である。そして、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項4号において、原子炉施設周辺の普通地方公共団体の財産権や地方自治権が個別的利益として保護されていると解されない以上、改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号においても、原子炉施設周辺の普通地方公共団体の財産権や地方自治権は個別的利益として保護されないと解するのが自然かつ合理的である。

- (3) 原子炉等規制法1条の改正によっても、原子炉施設周辺の普通地方公共団体の財産権や地方自治権を個別的利益として保護すべきものとする趣旨を含むとは解されないこと

ア 改正原子炉等規制法1条の規定

改正原子炉等規制法1条は、「この法律は、原子力基本法（昭和30年法律第186号）の精神にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られることを確保するとともに、原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行い、もつて国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。」

と規定している。

同条の文理解釈としては、まず、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られることを確保する」こと及び「原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図る」ことが直接の目的の一つであり、その目的達成手段が「製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行う」ことであり、また、「原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施する」ことが直接の目的の一つであり、その目的達成手段が「国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行」うことであり、「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資すること」が窮極の目的である。そうすると、同条は、「国民の生命、健康及び財産の保護」を窮極の目的とはしているが、それは、「災害を防止」することなどの一般的公益に係る目的を実現することによってもたらされるものである。

また、同条は、「国民の…財産」と規定しており、普通地方公共団体は「国民」ではない以上、同条に規定する「財産」に普通地方公共団体の財産権は含まれない。

イ 原子炉等規制法1条の改正の経緯及び趣旨

(7) 昭和32年の制定当初の原子炉等規制法(昭和32年法律第166号)

1条は、「この法律は、原子力基本法(昭和30年法律第186号)の精神にのつとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保し、あわせてこれらによる災害を防止して公共の安全を図るために、製錬、加

工及び再処理の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関して必要な規制を行うことを目的とする。」と規定していた。このように、原子炉等規制法は、もともと、1条において目的が定められており、それは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われること」及び「これらによる災害を防止して公共の安全を図る」ことであり、その目的達成手段が「製錬、加工及び再処理の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関して必要な規制を行う」ことであった。そして、平成24年改正前原子炉等規制法1条の規定内容は、制定当初の上記規定内容とほぼ同様である。

なお、制定当初の原子力基本法（昭和30年法律第186号）1条（目的）は、「この法律は、原子力の研究、開発及び利用を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。」と、同法2条（基本方針）は、「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」と規定していた。

- (4) その後、平成24年改正により、改正原子炉等規制法1条に「もつて国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする」との文言が記載された^{*2}。これは、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を契機として、原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するため、原子力規制委員会設置法（以下「設置法」という。）が制定されることとなり、これに伴い、原子力基本法及び原子炉等規制法も改正されることとなったことに由来するもので

*2 施行日は平成25年7月8日である。

ある。

すなわち、設置法1条に「もつて国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする」と定められたことに伴い、原子力基本法2条2項に「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として」との文言が、改正原子炉等規制法1条に「もつて国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする」との文言が明記されるに至ったものである。

このような改正の経過をとったものであり、原子炉等規制法1条の改正について、特に議論されることはなかったものである。したがって、原子炉等規制法1条の改正の経緯及び趣旨からしても、原子炉施設周辺の普通地方公共団体の財産権や地方自治権を個別的利益として保護する趣旨を見出すことはできない。

(4) まとめ

以上のとおりであるから、改正原子炉等規制法43条の3の23第1項及び同法43条の3の6第1項4号によって、普通地方公共団体である原告の財産権や地方自治権が個別的利益として保護されているとはいえず、平成24年改正による原子炉等規制法1条の改正がこの解釈を変更させる趣旨とも解されないから、結局、原告の財産権や地方自治権が個別的利益として保護されているとはいえない。

6 結語

以上のとおり、本件各訴えのうち、「地方自治体の存立を維持する権利」（地方自治権）を根拠とする部分については、「法律上の争訟」に当たらない。また、原告は、本件無効確認の訴え及び本件義務付けの訴えについて原告適格を有しない。

したがって、原告の被告国に対する各訴えは、いずれも不適法であるから、

速やかに却下されるべきである。

以 上